

# 第12回定時株主総会 招集ご通知

## 開催情報

**日時** 平成29年5月25日（木曜日）午前10時  
（受付開始は午前9時を予定しております。）

**場所** 東京都千代田区二番町8番地8  
**当社本店 会議室**  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

## 目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
<b>第1号議案</b> 剰余金の処分の件	3
<b>第2号議案</b> 取締役13名選任の件	4
<b>第3号議案</b> 監査役1名選任の件	12
<b>第4号議案</b> 当社執行役員ならびに当社子会社の取締役および執行役員に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件	13
【添付書類】	
事業報告	17
連結計算書類	50
計算書類	52
監査報告	54

株主総会では試供品はお配りいたしません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社  
セブン&アイ・ホールディングス  
代表取締役社長 井 阪 隆 一

## 第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって、議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、平成29年5月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

後記の「電磁的方法による議決権行使のご案内」（58頁）をご参照のうえ、上記行使期限までに電磁的方法により議決権をご行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年5月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区二番町8番地8 当社本店 会議室  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第12期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第12期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）計算書類の内容報告の件

**決議事項**

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 取締役13名選任の件  
**第3号議案** 監査役1名選任の件  
**第4号議案** 当社執行役員ならびに当社子会社の取締役および執行役員に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

**4. 招集にあたっての決定事項**

- (1) 書面と電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。また、電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (2) 議決権行使書用紙において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ・本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、会社の新株予約権等に関する事項、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.7andi.com/ir/stocks/general.html>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載いたしておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して、監査役が監査した事業報告、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類には、本定時株主総会招集ご通知の添付書類記載のもののほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております会社の新株予約権等に関する事項、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表も含まれております。
- ・株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.7andi.com/st.html>）に掲載させていただきます。
- ・株主総会では試供品はお配りいたしません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、利益向上に見合った利益還元を行うことを基本方針としております。1株当たり配当金につきましては、目標連結配当性向40%を維持しつつ更なる向上を目指してまいります。内部留保金につきましては、成長事業投資とのバランスを勘案しながら柔軟な資本政策を実施してまいります。

### 期末配当に関する事項

第12期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金45円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は39,799,125,450円となります。  
これにより、中間配当金45円を含めました当期の年間配当金は、1株につき90円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成29年5月26日といたしたいと存じます。

**第2号議案** 取締役13名選任の件

本総会終結の時をもって現任取締役全員（13名）の任期が満了となります。  
つきましては、取締役13名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員会」の賛成の答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数 在任期間	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	い さか りゅう いち 井 阪 隆 一 (昭和32年10月4日)  ※ 15,112株 再任 在任期間：8年0ヶ月	昭和55年3月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 平成14年5月 同社取締役（現任） 平成15年5月 同社執行役員 平成18年5月 同社常務執行役員 平成21年5月 同社代表取締役社長 同社最高執行責任者（COO） 当社取締役 平成28年4月 当社指名・報酬委員会委員（現任） 平成28年5月 当社代表取締役社長（現任） 当社執行役員社長（現任） （重要な兼職の状況） *株式会社セブン・イレブン・ジャパン取締役 *7-Eleven, Inc.取締役
<p><b>【選任理由】</b> 当社および当社グループ会社の取締役として培ったグループ経営に関する幅広い知見を有しており、当社が目指す、多様な業態を持つ小売グループとしての総合力を活かした新規事業の創出と既存事業の活性化の推進によるグループ企業価値の最大化に活かしていただきたいため。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数 在任期間	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
2	<p>ごとうかつひろ 後藤 藤 克 弘 (昭和28年12月20日)</p> <p>※ 14,640株</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span></p> <p>在任期間：11年8ヶ月</p>	<p>平成元年7月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社</p> <p>平成14年5月 株式会社イトーヨーカ堂取締役</p> <p>平成15年5月 同社執行役員</p> <p>平成16年5月 同社常務取締役 同社常務執行役員</p> <p>平成17年9月 当社取締役 当社最高管理責任者（CAO）</p> <p>平成18年3月 株式会社イトーヨーカ堂（新設会社）常務取締役 同社常務執行役員</p> <p>平成18年5月 同社取締役 当社常務執行役員 株式会社ミレニアムリテイリング取締役</p> <p>平成21年8月 株式会社そごう・西武取締役</p> <p>平成23年4月 当社システム企画部シニアオフィサー</p> <p>平成26年11月 当社情報管理室長</p> <p>平成28年4月 当社指名・報酬委員会委員（現任）</p> <p>平成28年5月 当社代表取締役副社長（現任） 当社執行役員副社長（現任） 当社管理部門、オムニチャネル管掌</p> <p>（重要な兼職の状況） 該当ありません。</p>
<p><b>【選任理由】</b> 当社および当社グループ会社の取締役として培った経営管理に関する幅広い知見を有しており、当社が目指すグループ機能の高度化（高付加価値サービスの提供とコスト削減を目指した管理部門の統合）および新規戦略としてのオムニチャネル戦略等に活かしていただきたいため。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数 在任期間	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
3	<p>いとう じゅん ろう 伊藤 順 朗 (昭和33年6月14日)</p> <p>※ 3,173,003株</p> <p>再任</p> <p>在任期間：8年0ヶ月</p>	<p>平成2年8月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 平成14年5月 同社取締役 平成15年5月 同社執行役員 平成19年1月 同社常務執行役員 平成21年5月 当社取締役(現任) 当社執行役員 当社事業推進部シニアオフィサー 平成23年4月 当社CSR統括部シニアオフィサー 平成27年5月 株式会社ヨークベニマル監査役(現任) 平成28年5月 当社グループ関係会社管掌 平成28年7月 当社関係会社部シニアオフィサー 平成28年12月 当社常務執行役員(現任) 当社経営推進室長(現任) 平成29年3月 株式会社イトーヨーカ堂取締役(現任) (重要な兼職の状況) *株式会社イトーヨーカ堂取締役 *株式会社ヨークベニマル監査役</p> <p>【選任理由】 当社および当社グループ会社の取締役として培ったESG(環境・社会・ガバナンス)に関する幅広い知見を有しており、当社が目指す非財務面を含む企業価値の向上、かつ、グループ経営の円滑な遂行に活かしていただきたいため。</p>
4	<p>あいはら かつ たね 粟飯原 勝 胤 (昭和31年8月6日)</p> <p>※ 3,000株</p> <p>新任</p>	<p>平成元年2月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 平成18年1月 当社システム企画部CVSシステムシニアオフィサー 平成26年3月 当社執行役員(現任) 当社システム企画部シニアオフィサー 当社システム戦略室シニアオフィサー 平成28年7月 当社事業システム企画部シニアオフィサー(現任) 平成28年12月 当社システム管掌(現任) (重要な兼職の状況) 該当ありません。</p> <p>【選任理由】 当社の執行役員として培ったシステムに関する幅広い知見を有しており、当社グループ会社の情報システムの強化に活かしていただきたいため。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数 在任期間	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
5	やまぐち きみよし 山 口 公 義 (昭和32年11月8日)  ※ 0株  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	昭和56年4月 株式会社西武百貨店（現株式会社そごう・西武）入社 平成23年5月 当社執行役員（現任） 当社広報センターシニアオフィサー（現任） 平成28年12月 当社コーポレートコミュニケーション管掌（現任） （重要な兼職の状況） 該当ありません。
<b>【選任理由】</b> 当社の執行役員として培った広報に関する幅広い知見を有しており、当社グループ会社の新規ビジネスの開拓等に活かしていただきたいため。		
6	ふる や かず き 古 屋 一 樹 (昭和25年1月13日)  ※ 12,600株  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>  在任期間：1年0ヶ月	昭和57年5月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 平成12年5月 同社取締役 平成15年5月 同社執行役員 平成16年5月 同社常務取締役 同社常務執行役員 平成18年5月 同社取締役 平成19年5月 同社専務執行役員 平成21年5月 同社取締役副社長 平成28年5月 同社代表取締役社長（現任） 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） *株式会社セブン・イレブン・ジャパン代表取締役社長 *7-Eleven, Inc.取締役会長
<b>【選任理由】</b> 当社グループ会社の取締役として培ったフランチャイズビジネスに関する幅広い知見を有しており、当社が目指すグループ機能の高度化（調達、物流、商品開発、販売等における、マーチャンダイジング面でのシナジー効果の追求）に活かしていただきたいため。		



候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数 在任期間	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
7	<p>あん ざい たかし 安 齋 隆 (昭和16年1月17日)</p> <p>※ 7,000株</p> <p>再任</p> <p>在任期間：11年8ヶ月</p>	<p>昭和38年4月 日本銀行入行 平成6年12月 同行理事 平成10年11月 株式会社日本長期信用銀行代表取締役頭取 平成12年8月 株式会社イトーヨーカ堂顧問 平成13年4月 株式会社アイワイバンク銀行（現株式会社セブン銀行） 代表取締役社長 平成17年9月 当社取締役（現任） 平成22年6月 株式会社セブン銀行代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） *株式会社セブン銀行代表取締役会長</p>
<p>【選任理由】 日本銀行等で培った金融政策に関する幅広い知見を有しており、当社金融・財政政策の強化に活かしていた だきたいため。</p>		
8	<p>おお たか ぜん こう 大 高 善 興 (昭和15年3月1日)</p> <p>※ 1,518,769株</p> <p>再任</p> <p>在任期間：11年8ヶ月</p>	<p>昭和33年4月 株式会社紅丸商店（現株式会社ヨークベニマル）入社 昭和38年10月 株式会社ヨークベニマル常務取締役 昭和59年5月 同社専務取締役 平成6年5月 同社取締役副社長 平成12年5月 同社代表取締役社長 平成15年5月 同社最高執行責任者（COO） 平成17年9月 当社取締役（現任） 平成27年3月 株式会社ヨークベニマル代表取締役会長（現任） 同社最高経営責任者（CEO） 平成29年3月 株式会社イトーヨーカ堂取締役（現任） （重要な兼職の状況） *株式会社ヨークベニマル代表取締役会長 *株式会社イトーヨーカ堂取締役</p>
<p>【選任理由】 当社および当社グループ会社の取締役として培ったスーパーストアビジネスおよびマーチャンダイジング に関する幅広い知見を有しており、当社が目指すシナジー効果の追求、業態の違いを超えた新たなマーチャ ンダイジングへの挑戦に活かしていただきたいため。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数 在任期間	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
9	ジョセフ・マイケル・デピント (昭和37年11月3日)  ※ 6,000株 <b>再任</b> 在任期間：2年0ヶ月	平成7年9月 Thornton Oil Corporation入社 平成11年6月 同社上級副社長COO 平成14年3月 7-Eleven, Inc.入社 同社部長 平成15年4月 同社副社長オペレーション本部長 平成17年12月 同社取締役社長CEO (現任) 平成22年8月 Brinker International, Inc.取締役 (現任) 平成27年5月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) *7-Eleven, Inc.取締役社長CEO *Brinker International, Inc.取締役
<b>【選任理由】</b> 米国の当社グループ会社の取締役として培ったフランチャイズビジネスに関する幅広い知見を有しており、当社取締役会における国際的な観点からの助言、および、当社のグローバル経営の推進に活かしていただきたいため。		
10	スコット・トレバー・デヴィス (昭和35年12月26日)  ※ 1,600株 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> 在任期間：11年8ヶ月	平成2年4月 特殊法人日本労働研究機構専任研究員 平成5年4月 学習院大学経済学部経営学科講師 平成13年4月 麗澤大学国際経済学部国際経営学科教授 平成16年5月 株式会社イトーヨーカ堂社外取締役 平成17年9月 当社社外取締役 (現任) 平成18年3月 株式会社イトーヨーカ堂 (新設会社) 社外取締役 平成18年3月 株式会社ニッセン (現株式会社ニッセンホールディングス) 社外監査役 平成18年4月 立教大学経営学部国際経営学科教授 (現任) 平成23年3月 株式会社ブリヂストン社外取締役 (現任) 平成26年6月 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社 (現SOMPホールディングス株式会社) 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) *立教大学経営学部国際経営学科教授 *株式会社ブリヂストン社外取締役 *SOMPホールディングス株式会社社外取締役
<b>【選任理由】</b> 長年にわたり国際経営学の大学教授を務めるなど高度で国際的な専門知識を有し、その幅広く高度な経営についての知識等を当社の経営に活かしていただきたいため。		

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数 在任期間	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
11	<p>つき お よし お 月 尾 嘉 男 (昭和17年4月26日)</p> <p>※ 0株</p> <p><b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b></p> <p>在任期間：3年0ヶ月</p>	<p>昭和63年8月 名古屋大学工学部建築学科教授                      平成元年4月 東京大学生産技術研究所第5部客員教授                      平成3年4月 東京大学工学部産業機械工学科教授                      平成11年4月 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授                      平成14年12月 総務省総務審議官                      平成15年4月 株式会社月尾研究機構代表取締役(現任)                      平成15年6月 東京大学名誉教授                      平成26年5月 当社社外取締役(現任)                      (重要な兼職の状況)                      *株式会社月尾研究機構代表取締役</p>
<p><b>【選任理由】</b>                      長年にわたるメディア政策の専門家としての経験と知識を有しており、その幅広く高度な知識、経験等を当社の経営に活かしていただきたいため。</p>		
12	<p>い と う く に お 伊 藤 邦 雄 (昭和26年12月13日)</p> <p>※ 0株</p> <p><b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b></p> <p>在任期間：3年0ヶ月</p>	<p>平成4年4月 一橋大学商学部教授                      平成14年8月 一橋大学大学院商学研究科長・商学部長                      平成16年2月 一橋大学副学長・理事                      平成17年6月 曙ブレーキ工業株式会社社外取締役(現任)                      平成18年12月 一橋大学大学院商学研究科教授                      平成20年4月 一橋大学大学院商学研究科MBAコース・ディレクター                      一橋大学大学院商学研究科シニア・エグゼクティブ                      プログラム・ディレクター                      平成24年6月 住友化学株式会社社外取締役(現任)                      平成25年6月 小林製薬株式会社社外取締役(現任)                      平成26年5月 当社社外取締役(現任)                      平成26年6月 東レ株式会社社外取締役(現任)                      平成27年1月 一橋大学CFO教育研究センター長(現任)                      平成27年4月 一橋大学大学院商学研究科特任教授(現任)                      平成28年3月 当社指名・報酬委員会委員長(現任)                      (重要な兼職の状況)                      *一橋大学大学院商学研究科特任教授                      *曙ブレーキ工業株式会社社外取締役                      *住友化学株式会社社外取締役                      *小林製薬株式会社社外取締役                      *東レ株式会社社外取締役</p>
<p><b>【選任理由】</b>                      長年にわたる大学教授としての会計学、経営学等の専門的な知識を有しており、他社における社外役員としての豊富な経験、適切な監督機能等を当社の経営に活かしていただきたいため。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数 在任期間	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
13	よね むら とし ろう 米 村 敏 朗 (昭和26年4月26日)  ※ 0株 再任 社外 独立 在任期間：3年0ヶ月	昭和49年4月 警察庁入庁 平成17年8月 警視庁副総監 平成20年8月 警視総監 平成23年6月 常和ホールディングス株式会社社外監査役 平成23年12月 内閣危機管理監 平成26年2月 内閣官房参与 平成26年5月 当社社外取締役(現任) 平成26年6月 常和ホールディングス株式会社(現ユニゾホールディングス株式会社)社外取締役(現任) 平成28年3月 当社指名・報酬委員会委員(現任) (重要な兼職の状況) *ユニゾホールディングス株式会社社外取締役
<b>【選任理由】</b> 警視総監や内閣危機管理監等の要職を歴任された経験を有しており、その幅広く高度な経験、見識等を当社の経営に活かしていただきたいため。		

- (注) 1. 当社は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置し、同委員会において、代表取締役、取締役、監査役および執行役員(以下、「役員等」といいます。)の指名および報酬等について審議することにより、社外役員の知見および助言を活かすとともに、役員等の指名および報酬等の決定に関する手続の客観性および透明性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレートガバナンス機能の更なる充実を図っております。「指名・報酬委員会」では、審議対象に、取締役の職務の執行を監査することを職責とする監査役候補者の指名も含まれていること、および取締役会の諮問機関たる同委員会における適正手続の確保を重視しているため、社外監査役でない監査役1名および社外監査役1名がオブザーバーとして、関与しております。
2. **新任**は新任取締役候補者、**再任**は再任取締役候補者であります。
3. **社外**は社外取締役候補者、**独立**は東京証券取引所の定める独立役員である取締役候補者であります。
4. 在任期間は、本総会終結の時における在任期間を示しております。
5. 安齋 隆氏は、株式会社セブン銀行の代表取締役会長を兼任し、同社は当社の営業の部類に属する取引を行っております。なお、他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
6. スコット・トレバー・デヴィス、月尾嘉男、伊藤邦雄および米村敏朗の各氏は、社外取締役候補者の要件を満たしております。また、各氏は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族等ではありません。
7. 伊藤邦雄氏が社外取締役に就任しております曙ブレーキ工業株式会社において、平成27年11月に不適切な会計処理の事実が発覚し、調査委員会による調査が行われました。なお、結果として、業績に与える影響は軽微であったため決算の訂正は行われておりません。同氏は、当該事実について事前に認識しておりませんが、日頃から同社の取締役会において内部統制の整備やコンプライアンス機能の強化について提言を行っており、当該事実発覚後は、再発防止のための助言を行うなど、社外取締役としての職責を果たしております。
8. 当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。社外取締役候補者の再任が承認された場合、当社は各社外取締役候補者と当該契約を継続する予定であります。
9. スコット・トレバー・デヴィス、月尾嘉男、伊藤邦雄および米村敏朗の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、また当社の定める社外役員の独立性基準も満たしております。
10. 上記各候補者の略歴等は、平成29年4月14日現在のものであります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

当社の監査役は、平成28年7月15日に早川忠雄氏が辞任したことにより、現在、4名となっております。

つきましては、監査体制の強化および充実を図るため、監査役1名の増員をお願いするものであります。

なお、本議案の内容は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員会」の賛成の答申を受け、取締役会において承認されたものであります。また、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数	略歴、地位および重要な兼職の状況
はば の り ゆき 幅 の 野 則 幸 (昭和33年2月10日)  ※ 5,500株  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	昭和55年3月 株式会社イトーヨーカ堂入社 平成18年1月 当社広報センター グループコミュニケーションシニアオフィサー 平成20年5月 当社執行役員 当社社会・文化開発部シニアオフィサー 平成20年9月 株式会社イトーヨーカ堂執行役員 平成26年9月 当社監査室シニアオフィサー(現任) 平成26年10月 株式会社ヨークマート監査役(現任) (重要な兼職の状況) *株式会社ヨークマート監査役
<b>【選任理由】</b> 当社監査室シニアオフィサーとして培ったグループ全体の業務に関する幅広い知見を有しており、当社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与していただきたいため。	

- (注) 1. 当社は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置し、同委員会において、代表取締役、取締役、監査役および執行役員(以下、「役員等」といいます。)の指名および報酬等について審議することにより、社外役員の知見および助言を活かすとともに、役員等の指名および報酬等の決定に関する手続の客観性および透明性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレートガバナンス機能の更なる充実を図っております。「指名・報酬委員会」では、審議対象に、取締役の職務の執行を監査することを職責とする監査役候補者の指名も含まれていること、および取締役会の諮問機関たる同委員会における適正手続の確保を重視しているため、社外監査役でない監査役1名および社外監査役1名がオブザーバーとして、関与しております。
2. 新任は新任監査役候補者であります。
3. 上記候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 上記候補者の略歴等は、平成29年4月14日現在のものであります。

#### 第4号議案 当社執行役員ならびに当社子会社の取締役および執行役員に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由  
当社執行役員ならびに当社主要子会社の取締役および執行役員に対する報酬制度に関しては、既に退職慰労金制度を廃止し業績連動型報酬制度を導入いたしておりますが、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクを負うことで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。
2. 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限等
  - (1) 本株主総会決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限  
本株主総会決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権の数は、1,350個を上限とする。
  - (2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭  
本株主総会決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権については、金銭の払込みを要しないものとする。
  - (3) 新株予約権の内容
    - ① 新株予約権の目的である株式の種類および数  
新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という）は、当社普通株式100株とし、新株予約権の行使により交付される株式の総数は、135,000株を上限とする。  
対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
  
また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

- ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円として、これに対象株式数を乗じた金額とする。
- ③ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を割り当てる日の翌年の2月末日より、当該割当日の翌日から30年を経過する日までとする。
- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。  
ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イに記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の取得事由および条件  
イ 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。  
ロ 当社は、新株予約権者が下記⑨に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができる。  
ハ 新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑦ 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定する。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする）による承認を要するものとする。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

上記⑥に準じて決定する。

リ 新株予約権の行使の条件

下記⑨に準じて決定する。



## ⑧ 端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

## ⑨ 新株予約権の行使の条件

イ 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

ロ 新株予約権者は、上記イの規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

ハ 新株予約権者は、上記イの規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

ニ 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

ホ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記への契約に定めるところによる。

ヘ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## ⑩ その他新株予約権の細目等

上記①から⑨までの細目および①から⑨まで以外の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以上

# 添 付 書 類

## 事 業 報 告 (平成28年3月1日から 平成29年2月28日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における小売業を取り巻く経済環境は、政府の景気対策等の効果もあり緩やかな景気回復基調で推移したものの、個人消費におきましては依然として先行き不透明な状況が続き、お客様の選別の目はより厳しさを増しております。

このような環境の中、当社グループにおきましては、「変化への対応と基本の徹底」を経営スローガンに掲げ、様々な社会環境の変化やお客様の心理変化を捉え、付加価値の高い商品や地域の嗜好に合わせた商品の開発を推進するとともに、接客力の向上に取り組んでまいりました。

グループのプライベートブランド商品である「セブンプレミアム」やグループ各社のオリジナル商品につきましては、新商品の開発を推進するとともに、既存商品のリニューアルを積極的に実施することで、品質の更なる向上と新しい価値の提案を図りました。なお、当連結会計年度における「セブンプレミアム」の売上は1兆1,500億円（前年度比14.9%増）、セブンプレミアムを含めたグループのオリジナル商品売上は3兆2,000億円（同6.7%増）となりました。

当社グループのオムニチャネル戦略につきましては、グループ統合ポータルサイト「omni7（オムニセブン）」における商品力の強化を図りました。また、Eコマースを中心に不特定多数のお客様にアプローチする戦略から、国内のグループ店舗に日々来店される2,200万人のお客様に焦点を当てた戦略に変更し、各社共通のポイントプログラムなどが利用可能なスマートフォン用アプリケーションの開発に着手いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における当社の連結業績は以下のとおりとなりました。

営業収益は金融関連事業が増収となったものの、為替レート変動に伴う円高の影響により2,109億円減少したことに加え、スーパーストア事業、百貨店事業、通信販売事業の減収により5兆8,356億8千9百万円（前年度比3.5%減）となりました。

営業利益は、為替レート変動に伴う影響により75億円減少したものの、コンビニエンスストア事業やスーパーストア事業および金融関連事業の増益により3,645億7千3百万円（前年度比3.5%増）、経常利益は3,644億5百万円（同4.1%増）となり、それぞれ6期連続で過去最高の数値を達成いたしました。親会社株主に帰属する当期純利益は、主にスーパーストア事業と百貨店事業の店舗に係る減損損失や、百貨店事業に係るのれんの減損損失等を含む特別損失を計上したことにより967億5千万円（同39.9%減）となりました。

株式会社セブン・イレブン・ジャパンと7-Eleven, Inc.における加盟店売上を含めた「グループ売上」は10兆6,215億3千万円（前年度比0.8%減）となりました。

### （事業部門別の営業概況）

当連結会計年度における事業部門別の営業概況は以下のとおりです。

#### ① コンビニエンスストア事業

コンビニエンスストア事業における営業収益は2兆5,506億4千万円（前年度比4.7%減）、営業利益は3,131億9千5百万円（同3.0%増）となりました。

株式会社セブン・イレブン・ジャパンは、当連結会計年度末時点で19,422店舗（前年度末比850店舗増）を展開しております。店舗におきましては、質の向上を図るべく積極的な立地移転を実施するとともに、新規出店における基準をより厳しく見直しました。商品におきましては、サンドイッチやフライヤーなどの基本商品の積極的なリニューアルを実施し、更なる品質向上に取り組んだことにより販売は好調に推移いたしました。これらの結果、既存店売上伸び率は平成24年8月以来55ヶ月連続でプラスとなりました。また、自営店と加盟店の売上を合計したチェーン全店売上は4兆5,156億5百万円（前年度比5.2%増）となりました。

北米の7-Eleven, Inc.は、平成28年12月末時点で8,707店舗（前年末比207店舗増）を展開しております。店舗におきましては、都市部への出店を推進するとともに、収益性を重視して既存店舗や買収店舗の一部を閉店いたしました。また、平成28年7月には米国CST Brands社の店舗取得に加え、同年9月よりカナダImperial Oil社の店舗を段階的に取得いたしました。商品におきましては、ファスト・フード商品やプライベートブランド商品「セブンセレクト」の開発および販売に引き続き注力したことに加え、ソフトドリンクやアルコール飲料等の売上が伸びました。これらの結果、当連結会計年度におけるドルベースの米国内既存店商品売上伸び率は前年度を上回って推移いたしました。為替レート変動に伴う影響により、自営店と加盟店の売上を合計したチェーン全店売上は2兆7,351億9千9百万円（前年度比7.3%減）となりました。

中国におきましては、平成28年12月末時点で北京市に219店舗、天津市に82店舗、成都市に67店舗を運営しております。

#### ② スーパーストア事業

スーパーストア事業における営業収益は2兆255億3千4百万円（前年度比1.7%減）、営業利益は229億3百万円（同216.6%増）となりました。

国内の総合スーパーである株式会社イトーヨーカ堂は、当連結会計年度末時点で171店舗（前年度末比11店舗減）を運営しております。店舗におきましては、食品館の3店舗と「セブンパーク アリオ柏」の計4店舗を出店いたしました。また、テナントミックスによる売場構成の見直しや15店舗の閉鎖等の事業構造改革を実施いたしました。商品におきましては、個店・地域特性に合わせた品揃えや、「セブンプレミアム」などの差別化商品の販売を強化いたしました。当連結会計年度における既存店売上伸び率は前年度を下回りましたが、販促費の抑制や荒利率の改善、衣料品の在庫適正化等により収益性は大幅に改善いたしました。

国内の食品スーパーにおきましては、当連結会計年度末時点で株式会社ヨークベニマルが南東北地方を中心に213店舗（前年度末比8店舗増）、株式会社ヨークマートが首都圏を中心に78店舗（同2店舗増）を運営しております。株式会社ヨークベニマルは、生鮮食品の販売を強化するとともに、子会社の株式会社ライフフーズによる即食・簡便のニーズに対応した惣菜の品揃えを強化し、安全・安心・味・品質にこだわった商品で差別化を図りました。これらの結果、当連結会計年度における既存店売上伸び率は前年度を上回りました。

ベビー・マタニティ用品を販売する株式会社赤ちゃん本舗は、当連結会計年度末時点で106店舗（前年度末比3店舗増）を運営しております。

中国における総合スーパーは、平成28年12月末時点で成都市に6店舗、北京市に2店舗を展開しております。

### ③ 百貨店事業

百貨店事業における営業収益は8,521億7千4百万円（前年度比3.7%減）、営業利益は36億7千2百万円（同4.2%減）となりました。

株式会社そごう・西武は、当連結会計年度末時点で19店舗（前年度末比4店舗減）を運営しております。販売におきましては、百貨店ならではの質の高い接客とビューティーアドバイザー等の専門販売員によるトータルアドバイス機能の強化を図りました。しかしながら、当連結会計年度における既存店売上伸び率は、衣料品を中心に売上が伸び悩み前年度を下回りました。店舗におきましては、事業構造改革に基づき平成29年2月末までに「そごう柏店」、「西武旭川店」、「西武八尾店」、「西武筑波店」の4店舗を閉店するとともに、平成28年10月に要員の適正化を図るべく希望退職を実施いたしました。

生活雑貨専門店を展開する株式会社ロフトは、当連結会計年度末時点で109店舗（前年度末比7店舗増）を運営しております。

### ④ フードサービス事業

フードサービス事業における営業収益は825億6千2百万円（前年度比1.5%減）、営業利益は5億1千5百万円（同43.8%減）となりました。

株式会社セブン&アイ・フードシステムズは、当連結会計年度末時点で815店舗（前年度末比36店舗減）、内レストラン事業部で386店舗（同3店舗減）を運営しております。当連結会計年度におけるレストラン事業は、客単価は回復傾向だったものの、客数の伸び悩みにより既存店売上伸び率は前年度を下回りました。

#### ⑤ 金融関連事業

金融関連事業における営業収益は2,019億3千2百万円（前年度比4.9%増）、営業利益は501億3千万円（同0.9%増）となりました。

株式会社セブン銀行における当連結会計年度末時点のATM設置台数は、主に株式会社セブン・イレブン・ジャパンの積極的な出店に伴い前年度末比965台増の23,353台まで拡大いたしました。また、当連結会計年度中のATM1日1台当たり平均利用件数は、一部提携銀行の顧客手数料有料化や日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入に伴う消費マインドの変化等により95.6件（前年度比3.6件減）となりましたが、ATM設置台数の増加に伴い期間総利用件数は前年度を上回りました。

カード事業会社におきましては、株式会社セブンCSカードサービスがそごう・西武店舗の一部閉店等により取扱高が減少しましたが、株式会社セブン・カードサービスはクレジットカード事業、電子マネー事業とともに、取扱高が増加するなど順調に推移いたしました。

#### ⑥ 通信販売事業

通信販売事業における営業収益は1,392億2千6百万円（前年度比12.3%減）、営業損失は150億9千7百万円となり、前連結会計年度と比べて66億4千5百万円の損失拡大となりました。

当社は、平成28年11月1日に完全子会社である株式会社セブン&アイ・ネットメディアの株式交換により、株式会社ニッセンホールディングスを完全子会社化し、構造改革を推進いたしました。なお、株式会社ニッセンホールディングスは、当連結会計年度より決算期末日を12月20日から2月末日に変更し、当期は14ヶ月決算となりました。

#### ⑦ その他の事業

その他の事業における営業収益は574億2千4百万円（前年度比6.8%減）、営業利益は46億3千2百万円（同16.7%減）となりました。

## ⑧ 消去および当社

当社グループで取り組んでいるオムニチャネル戦略におきましては、グループ全体に係る費用としてシステムに係る運用保守費やソフトウェアに係る減価償却費等を、消去および当社（調整額）にて計上しております。当セグメントにおける営業損失は153億7千9百万円となり前連結会計年度と比べて48億1百万円の損失拡大となりました。

### 事業部門別営業収益

事業部門	営業収益
コンビニエンスストア事業	2,550,640
スーパーストア事業	2,025,534
百貨店事業	852,174
フードサービス事業	82,562
金融関連事業	201,932
通信販売事業	139,226
その他の事業	57,424
消去および当社	△73,805
合計	5,835,689

- (注) 1. 株式会社セブン・イレブン・ジャパンおよび7-Eleven, Inc.における加盟店売上を含めた「グループ売上」は、10兆6,215億3千万円であります。
2. 「消去および当社」は、事業部門間取引消去額と当社の営業収益の合計額であります。

## (2) 設備投資および資金調達

当連結会計年度の設備投資総額は、3,841億1千9百万円となりました。これらに必要な資金は、金融機関からの借入金および自己資金により充たいたしました。

事業部門	設備投資額 百万円
コンビニエンスストア事業	273,072
スーパーストア事業	50,630
百貨店事業	15,195
フードサービス事業	2,081
金融関連事業	26,070
通信販売事業	1,864
その他の事業	4,830
全社（共通）	10,373
合計	384,119

- (注) 1. 上記金額には差入保証金および建設協力立替金を含めて記載しております。  
2. 「全社（共通）」は当社の設備投資額であります。

## (3) 直前3事業年度の財産および損益の状況の推移

## ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

項目	第9期 (平成25年3月1日から 平成26年2月28日まで)	第10期 (平成26年3月1日から 平成27年2月28日まで)	第11期 (平成27年3月1日から 平成28年2月29日まで)	第12期 (平成28年3月1日から 平成29年2月28日まで)
	営業収益	5,631,820 百万円	6,038,948 百万円	6,045,704 百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	175,691 円 銭	172,979 円 銭	160,930 円 銭	96,750 円 銭
1株当たり当期純利益	198.84 百万円	195.66 百万円	182.02 百万円	109.42 百万円
総資産	4,811,380 百万円	5,234,705 百万円	5,441,691 百万円	5,508,888 百万円
純資産	2,221,557 円 銭	2,430,917 円 銭	2,505,182 円 銭	2,475,806 円 銭
1株当たり純資産額	2,371.92 円 銭	2,601.23 円 銭	2,683.11 円 銭	2,641.40 円 銭

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当連結会計年度より「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。  
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

## ② 事業部門別財産および損益の状況の推移

事業部門	項目	第9期	第10期	第11期	第12期
		(平成25年3月1日から 平成26年2月28日まで)	(平成26年3月1日から 平成27年2月28日まで)	(平成27年3月1日から 平成28年2月29日まで)	(平成28年3月1日から 平成29年2月28日まで)
コンビニエンスストア事業	営業収益	2,529,694	2,727,780	2,675,890	2,550,640
	営業利益	257,515	276,745	304,110	313,195
	総資産	1,630,826	1,927,221	1,982,681	2,105,931
スーパーストア事業	営業収益	2,009,409	2,012,176	2,060,516	2,025,534
	営業利益	29,664	19,340	7,234	22,903
	総資産	1,000,318	1,040,068	1,047,824	1,004,561
百貨店事業	営業収益	871,132	875,027	884,716	852,174
	営業利益	6,590	7,059	3,832	3,672
	総資産	501,856	495,961	485,700	431,589
フードサービス事業	営業収益	78,566	80,980	83,839	82,562
	営業利益	604	44	917	515
	総資産	22,398	26,307	25,200	26,399
金融関連事業	営業収益	158,826	178,221	192,487	201,932
	営業利益	44,902	47,182	49,697	50,130
	総資産	1,798,059	1,871,705	1,929,839	1,925,815
通信販売事業	営業収益	—	185,802	158,732	139,226
	営業利益	—	△7,521	△8,451	△15,097
	総資産	103,437	105,717	81,941	56,610
その他の事業	営業収益	50,492	53,897	61,582	57,424
	営業利益	2,166	3,669	5,559	4,632
	総資産	169,602	207,073	186,078	179,884

(注) 「通信販売事業」につきましては、平成26年2月28日をみなし取得日としているため、第9期においては貸借対照表のみを連結しております。

### (4) 企業再編行為等

#### 株式会社ニッセンホールディングスの完全子会社化

当社の子会社であった株式会社ニッセンホールディングスを当社の完全子会社にする事により、当社グループ全体での経営の効率化を行い、抜本的な事業構造改革を迅速に断行することが可能になり、ニッセンホールディングスグループの再建・再生を實行できると考え、平成28年11月1日を効力発生日として、株式会社セブン&アイ・ネットメディアを株式交換完全親会社、株式会社ニッセンホールディングスを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。なお、本株式交換は、本株式交換の対価として株式会社セブン&アイ・ネットメディアの株式ではなく、同社の完全親会社である当社の普通株式を割り当てる三角株式交換の方法をとりました。



## (5) 重要な子会社の状況 (平成29年2月28日現在)

## ① 重要な子会社の状況

事業部門	会社名	資本金	出資比率
コンビニエンスストア事業	株式会社セブン・イレブン・ジャパン	17,200百万円	100.0%
	7-Eleven, Inc. [米国]	13千米ドル	100.0%
スーパーストア事業	株式会社イトーヨーカ堂	40,000百万円	100.0%
	株式会社ヨークベニマル	9,927百万円	100.0%
百貨店事業	株式会社そごう・西武	10,000百万円	100.0%
フードサービス事業	株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	3,000百万円	100.0%
金融関連事業	株式会社セブン銀行	30,572百万円	45.8%
通信販売事業	株式会社ニッセンホールディングス	11,873百万円	100.0%

(注) 1. 7-Eleven, Inc.、株式会社セブン銀行および株式会社ニッセンホールディングスに対する出資比率は間接所有によるものであります。

2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当社および当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	680,212百万円	1,845,861百万円
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町8番地8	583,513百万円	

## ② その他の重要な企業結合の状況

該当事項はありません。

## ③ 連結子会社および持分法適用会社

連結子会社は149社、持分法適用会社は26社であります。

## (6) 対処すべき課題

### ① 次期の見通し

当社グループは、平成30年2月期より中期経営計画の推進に向け、マネジメントアプローチによるセグメント管理をより強化いたします。

従来の「コンビニエンスストア事業」、「スーパーストア事業」、「百貨店事業」、「フードサービス事業」、「金融関連事業」、「通信販売事業」、「その他の事業」の7区分から、「国内コンビニエンスストア事業」、「海外コンビニエンスストア事業」、「スーパーストア事業」、「百貨店事業」、「金融関連事業」、「専門店事業」、「その他の事業」の7区分に変更いたします。主な変更内容につきましては、「コンビニエンスストア事業」を成長の柱と位置づけ、環境与件の異なる国内と海外に分けて管理いたします。さらに、「フードサービス事業」および「通信販売事業」に代えて「専門店事業」を設け、各事業セグメントに分かれていた専門店を集約いたします。

次期の見通しにつきましては、国内において雇用・所得環境の改善が続く中で各種政策の効果もあり、景気は緩やかに回復していくことが期待されるものの、個人消費におきましては、依然として先行き不透明な状態が想定されます。また、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響にも留意する必要があります。

このような環境の中、当社グループにおきましては、誠実と信頼、変化への対応と基本の徹底を基本方針に掲げ、平成28年10月には、平成32年2月期における営業利益4,500億円、ROE10%を目標とする中期経営計画を発表いたしました。次期は平成32年2月期までの3ヵ年計画のスタートの年として、中期経営計画の戦略を着実に実行してまいります。

また、グループ共通のプライベートブランド商品「セブンプレミアム」につきましては、平成19年5月の発売開始から10周年を迎えます。これを機に、「更なる品質の向上」、「新たな価値の創造」、「新領域への挑戦」の3つの方針を基に更なる飛躍を目指します。今後、既存商品のリニューアルを積極的に推進するとともに、生鮮3品「野菜・果物」、「精肉・卵」、「鮮魚」等を「セブンプレミアム フレッシュ」として新たに展開いたします。これらの取り組みにより、平成30年2月期における「セブンプレミアム」の売上高は1兆3,200億円（当期比14.8%増）を計画しております。

さらに、当社グループのオムニチャネル戦略につきましては、リアルとITを融合させ全ての購買データを捕捉するCRM戦略（顧客関係管理戦略）の強化に向けて仕組みを構築してまいります。各社共通のポイントプログラムやお客様一人ひとりに対するきめ細かなパーソナル販促等、お客様とのコミュニケーション機能を充実させた新たなスマートフォン用アプリケーションの導入に向けて取り組んでまいります。

国内コンビニエンスストア事業の株式会社セブン・イレブン・ジャパンにつきましては、高齢化や単身世帯の増加、小売店舗数の減少、働く女性の増加といった社会構造の変化を成長機会と捉え、コンビニエンスストアに求められる役割を果たすため、「近くて便利」なお店への更なる進化を目指し、加盟店オーナー様とともに変革への挑戦を継続してまいります。一方、国内の雇用環境は最低賃金の上昇や有効求人倍率の上昇、社会保険加入の適用拡大などを受け

厳しさを増しております。このような環境の中、加盟店オーナー様がより積極的な店舗経営に専念できる環境を整備するとともに、将来の加盟促進に向けた施策として、平成29年9月よりセブン・イレブン・チャージの1%特別減額を実施いたします。加えて、店舗従業員の作業効率の改善を図り、接客サービスの質を高めることを目的として、フライヤー等のカウンター商品の販売什器を洗浄するための業務用食洗機の導入も進めてまいります。また、商品の売上構成の変化に合わせた新たな店舗レイアウトの展開にも取り組んでまいります。出店におきましては、既存店の質の向上を図るべく積極的な立地移転を実施するとともに、新規出店の基準を引き続き厳しく精査いたします。商品では、ファスト・フード商品の更なる品質向上を図るとともに、お客様の潜在ニーズを捉えた新しい商品や地域のお客様の嗜好に合わせた商品の開発にも注力してまいります。中でも、「SEVEN CAFÉ（セブнкаフェ）」につきましては、従来の商品に加えて、新たに質の高いカフェラテの提供を可能にした新型マシンを開発し、平成30年2月期末までに全店に導入し、更なる販売拡大を目指します。

海外コンビニエンスストア事業につきましては、7-Eleven, Inc.がファスト・フード商品とプライベートブランド商品「セブンセレクト」の開発および販売に注力するとともに、ドミナントエリアにおける新規出店と、自営店のフランチャイズ化を推進してまいります。なお、平成29年4月6日の取締役会において、7-Eleven, Inc.が、米国Sunoco LP社からコンビニエンスストア事業およびガソリン小売事業の一部を取得することを決議いたしました。これにより、更なる店舗網の拡充や利便性向上を進めるとともに、収益性の改善を図ってまいります。平成30年2月期連結業績予想につきましては、本事業取得に伴う設備投資額および店舗数のみを織り込んで開示しております。

スーパーストア事業の株式会社イトーヨーカ堂につきましては、平成28年10月に発表した中期経営計画に基づき8店舗の閉店や自営売場面積の縮小、食品強化等の構造改革を着実に実行してまいります。また、株式会社ヨークベニマルにつきましては、子会社である株式会社ライフフーズと連携して生鮮食品とデリカテッセンでの差別化を徹底し、地域のニーズに対応した品揃えの強化を継続するとともに、既存店の活性化とドミナント出店に取り組んでまいります。

百貨店事業の株式会社そごう・西武につきましては、最大消費マーケットである首都圏を中心とした基幹店に経営資源を集中させるとともに、首都圏郊外型の新しい百貨店モデルとして、お客様の来店頻度を高めるべく食品売場の強化を推進いたします。

専門店事業の株式会社セブン&アイ・フードシステムズにつきましては、デニーズにおいて客数の増加と作業効率の改善を目的としてドリンクバーの導入を積極的に進めるとともに、接客力の向上による収益性の改善に取り組んでまいります。株式会社ニッセンホールディングスにつきましては、総合カタログ通販事業を大幅に縮小し、より優位性の高いラージサイズ事業へ経営資源を集中してまいります。平成29年4月6日に同社の子会社である株式会社ニッセンは、多数の有力ブランドが出店するプラスサイズ・ファッションECモール「alinoma（アリノマ）」をオープンいたしました。

## ② 経営課題

当社は、流通サービスに欠かせないあらゆる分野で培ってきた事業インフラやノウハウを結集するとともに、ダイバーシティ等の推進を通じて、一層のグループシナジーを発揮して持続的な成長と発展を目指してまいります。また、現場と経営が一体となって創意工夫を積み重ねる風土を根付かせ、社会に新しい価値を常に提案する力強い流通サービスグループを目指し、企業価値最大化に向けてまい進してまいります。

以上の目的達成のため、当社では以下の行為計画を掲げております。

- i. 日米コンビニエンスストア事業を成長の柱とし、経営資源を集中させる
- ii. エリアと業態の「選択と集中」を進める
  - ① エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との資本業務提携の基本合意書の締結、株式会社そごう・西武における関西店舗承継の検討、最大消費マーケットである首都圏基幹店舗への経営資源集中
  - ② 株式会社イトーヨーカ堂：首都圏、食品事業への重点化の検討開始
- iii. GMS・百貨店事業の再生に、不動産開発の観点を取り入れる
- iv. オムニチャンネル戦略の見直し：顧客戦略の視点で、顧客生涯価値に重点化

また、グループシナジー効果の追求につきましては、グループ共通のプライベートブランド商品「セブプレミアム」の開発において、各事業会社が業態の違いを超えた新たなマーチャンダイジングに挑戦しております。これらの取り組みを中心にグループ内で情報を共有することでコストの効率化を図るとともに、マーチャンダイジングにおける精度の向上と一層のスケールメリットの活用を図ってまいります。

なお、当社は、現時点では、「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号）を明確な形では定めておりませんが、業績の更なる改善やコーポレートガバナンスの強化等を通じたグループ企業価値の最大化を目指しており、当社グループの企業価値を毀損させるおそれのある当社株式の大量取得行為等については適切な対応が必要と考えております。当該基本方針については、今後の法制度や裁判例等の動向および社会的な動向を踏まえ、引き続き慎重に検討を進めてまいります。

## ③ 「働き方改革」に向けた取り組み

当社では、グループ全体で働いている約15万人の従業員が働きがいを持って仕事ができるよう、多様な働き方を支援する取り組みを進めております。長時間労働の抑制や柔軟な働き方を支援する制度の拡大、育児や介護をしながら仕事を継続できるように育児両立支援制度の拡充等、従業員が活躍できる環境づくりを進めるとともに、仕事に対するモチベーションを高めることで更なる生産性の向上につながるような意識改革を推進してまいります。

また、グループ各社の改善施策の進捗や課題を共有し合う「働きがい向上委員会」を定期的に開催し、各社の実施状況・成果などを基に改善活動を促進させ、ワーク・ライフ・バランス

を浸透・定着させる取り組みを進めてまいります。

#### ④ CSRに関する取り組み

当社は、「信頼される、誠実な企業でありたい」という社是の精神を実現するため、CSR統括委員会を中核とし、グループ企業行動指針の周知を通じたコンプライアンスの徹底を図るとともに、CSR活動を推進しております。

特に、当社グループの事業領域の拡大や関係する社会的課題・要請が多様化する中、ステークホルダーとの対話を通して特定した「5つの重点課題」については、グループの強みを活かしながら、社会インフラとしてのお買物支援、店舗における環境負荷の低減、ダイバーシティの推進など、様々な取り組みを進めてまいります。

さらに、平成28年6月にCSR統括委員会傘下に「社会価値創造部会」を新たに設け、持続可能な発展に向け、本業を通じて社会と企業の双方に価値を生み出す取り組み(CSV:Creating Shared Value 共通価値の創造)を強化してまいります。

##### 5つの重点課題

- ・高齢化、人口減少時代の社会インフラの提供
- ・商品や店舗を通じた安全・安心の提供
- ・商品、原材料、エネルギーのムダのない利用
- ・社内外の女性、若者、高齢者の活躍支援
- ・お客様、お取引先を巻き込んだエシカルな社会づくりと資源の持続可能性向上

(7) 主要な事業内容（平成29年2月28日現在）

当社グループは、当社を純粋持株会社とする176社（当社を含む）によって形成される、流通業を中心とする企業グループであり、主としてコンビニエンスストア事業、スーパーストア事業、百貨店事業、フードサービス事業、金融関連事業および通信販売事業を行っております。

各種事業内容と主な会社名および会社数は次のとおりであり、当区分は事業部門別情報の区分と一致しております。

事業部門	主な会社名
コンビニエンスストア事業 (87社)	株式会社セブン・イレブン・ジャパン、7-Eleven, Inc.、 セブン・イレブン（中国）投資有限公司、セブン・イレブン北京有限公司、 セブン・イレブン天津有限公司、セブン・イレブン成都有限公司、 SEVEN-ELEVEN HAWAII, INC.、SEJ Asset Management & Investment Company、 山東衆邸便利生活有限公司※1、タワーベーカーリー株式会社※1
スーパーストア事業 (27社)	株式会社イトーヨーカ堂、株式会社ヨークベニマル、株式会社丸大、 華糖洋華堂商業有限公司、成都伊藤洋華堂有限公司、株式会社ヨークマート、 株式会社サンエー、株式会社オッシュマンズ・ジャパン、株式会社赤ちゃん本舗、 株式会社セブン美のガーデン、アイワイフーズ株式会社、株式会社ライフフーズ、 イトーヨーカ堂（中国）投資有限公司、株式会社セブンファーム、 株式会社ダイイチ※1、株式会社天満屋ストア※1
百貨店事業 (13社)	株式会社そごう・西武、株式会社ロフト、株式会社シェルガーデン、 株式会社池袋ショッピングパーク、株式会社八ヶ岳高原ロッジ、 株式会社ごつつお便、株式会社地域冷暖房千葉
フードサービス事業 (1社)	株式会社セブン&アイ・フードシステムズ
金融関連事業 (9社)	株式会社セブン銀行、株式会社セブン・フィナンシャルサービス、 株式会社セブン・カードサービス、株式会社セブンCSカードサービス、 株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター、FCTI, Inc.
通信販売事業 (17社)	株式会社ニッセンホールディングス、株式会社ニッセン、シャディ株式会社、 ニッセン・ジー・イー・クレジット株式会社※1
その他の事業 (21社)	株式会社セブン&アイ・ネットメディア、株式会社セブンネットショッピング、 株式会社セブン&アイ出版、株式会社IYリアルエステート、株式会社ヨーク警備、 株式会社セブン&アイ・アセットマネジメント、 株式会社セブンドリーム・ドットコム、株式会社セブン・ミールサービス、 株式会社テルベ、株式会社セブン&アイ・クリエイトリック※2、 株式会社セブカルチャーネットワーク、株式会社パーニーズジャパン、 アイング株式会社※1、ぴあ株式会社※1、タワーレコード株式会社※1、 株式会社バルス※1

(注) ※1. 山東衆邸便利生活有限公司、タワーベーカーリー株式会社、株式会社ダイイチ、株式会社天満屋ストア、ニッセン・ジー・イー・クレジット株式会社、アイング株式会社、ぴあ株式会社、タワーレコード株式会社および株式会社バルスは関連会社であります。

※2. 株式会社モール・エスシー開発は、平成28年11月30日付で株式会社セブン&アイ・クリエイトリックに商号を変更いたしました。

(8) 主要な営業所 (平成29年2月28日現在)

① 当社

- ・本店 東京都千代田区二番町8番地8

② 重要な子会社

(コンビニエンスストア事業)

株式会社セブン・イレブン・ジャパン

- ・本店 東京都千代田区二番町8番地8
- ・自営店舗 445店舗

7-Eleven, Inc.

- ・本店 米国テキサス州
- ・自営店舗 1,699店舗

(注) 7-Eleven, Inc.の自営店舗数は平成28年12月末現在の店舗数であります。

(スーパーストア事業)

株式会社イトーヨーカ堂

- ・本店 東京都千代田区二番町8番地8
- ・自営店舗 171店舗

株式会社ヨークベニマル

- ・本店 福島県郡山市朝日二丁目18番2号
- ・自営店舗 213店舗

(百貨店事業)

株式会社そごう・西武

- ・本店 東京都千代田区二番町5番地25
- ・自営店舗 19店舗

(フードサービス事業)

株式会社セブン&アイ・フードシステムズ

- ・本店 東京都千代田区二番町8番地8
- ・本部事務所 東京都千代田区二番町4番地5
- ・自営店舗 815店舗

(金融関連事業)

株式会社セブン銀行

- ・本店 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

(通信販売事業)

株式会社ニッセンホールディングス

- ・本店 京都府京都市南区西九条院町26番地

(9) 従業員の状況（平成29年2月28日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前年度末比増減
コンビニエンスストア事業	25,421名	1,260名（増）
スーパーストア事業	17,104名	421名（減）
百貨店事業	6,131名	77名（減）
フードサービス事業	1,387名	29名（減）
金融関連事業	1,550名	18名（減）
通信販売事業	1,173名	108名（減）
その他の事業	1,371名	82名（増）
全社（共通）	575名	30名（増）
合計	54,712名	719名（増）

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む）であります。
2. 上記従業員数のほかにパートタイマー86,490名（月間163時間換算による月平均人数）を雇用しております。
3. 「全社（共通）」は当社の従業員数であります。

② 当社の従業員の状況

	従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	422名	27名（増）	45歳 7ヶ月	19年 6ヶ月
女性	153名	3名（増）	39歳 10ヶ月	15年 9ヶ月
合計または平均	575名	30名（増）	44歳 1ヶ月	18年 6ヶ月

- (注) 1. 当社の従業員数は、主として当社グループ会社からの転籍者であり、その平均勤続年数は、各社での勤続年数を通算しております。
2. 上記従業員数のほかにパートタイマー22名（月間163時間換算による月平均人数）を雇用しております。



## (10) 主要な借入先の状況（平成29年2月28日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	167,476
株式会社三菱東京UFJ銀行	150,452
株式会社みずほ銀行	87,694

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成29年2月28日現在）

(1) 発行可能株式総数 4,500,000,000株

(2) 発行済株式の総数 886,441,983株

（注）発行済株式の総数には、自己株式2,016,973株を含んでおります。

(3) 株主数 91,787名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
伊 藤 興 業 株 式 会 社	68,901	7.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	45,605	5.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	39,933	4.5
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	17,672	2.0
伊 藤 雅 俊	16,799	1.9
野 村 證 券 株 式 会 社	16,656	1.9
三 井 物 産 株 式 会 社	16,222	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	12,176	1.4
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	11,480	1.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）	11,165	1.3

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役（平成29年2月28日現在）

会社における 地位	氏 名	会社における担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	井 阪 隆 一	当社指名・報酬委員会委員 株式会社セブン・イレブン・ジャパン取締役 7-Eleven, Inc.取締役
代表取締役副社長	後 藤 克 弘	当社指名・報酬委員会委員
取 締 役	伊 藤 順 朗	当社経営推進室長 株式会社ヨークベニマル監査役
取 締 役	高 橋 邦 夫	当社財務経理管掌 当社財務企画部シニアオフィサー 株式会社セブン&アイ・アセットマネジメント代表取締役社長 株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター代表取締役社長 株式会社そごう・西武取締役
取 締 役	清 水 明 彦	当社経理部シニアオフィサー 株式会社セブン銀行取締役 株式会社ヨークマート監査役
取 締 役	古 屋 一 樹	株式会社セブン・イレブン・ジャパン代表取締役社長 7-Eleven, Inc.取締役会長
取 締 役	安 齋 隆	株式会社セブン銀行代表取締役会長
取 締 役	大 高 善 興	株式会社ヨークベニマル代表取締役会長
取 締 役	ジョセフ・マイケル・デピント	7-Eleven, Inc.取締役社長CEO Brinker International, Inc.取締役
取 締 役	スコット・トレバー・デイヴィス	立教大学経営学部国際経営学科教授 株式会社ブリヂストン社外取締役 SOMPOホールディングス株式会社社外取締役
取 締 役	月 尾 嘉 男	株式会社月尾研究機構代表取締役
取 締 役	伊 藤 邦 雄	当社指名・報酬委員会委員長 一橋大学大学院商学研究科特任教授 曙ブレーキ工業株式会社社外取締役 住友化学株式会社社外取締役 小林製薬株式会社社外取締役 東レ株式会社社外取締役
取 締 役	米 村 敏 朗	当社指名・報酬委員会委員 ユニゾホールディングス株式会社社外取締役

会社における位 地	氏名	会社における担当および重要な兼職の状況
常勤監査役	江口雅夫	当社指名・報酬委員会オブザーバー 株式会社イトーヨーカ堂監査役
監査役	鈴木洋子	弁護士 株式会社イトーヨーカ堂監査役
監査役	藤沼亜起	当社指名・報酬委員会オブザーバー 公認会計士 住友生命保険相互会社社外取締役
監査役	ルディー和子 (本名：桐山 和子)	ウィトン・アクトン株式会社代表取締役 立命館大学大学院経営管理研究科客員教授 トップパン・フォームズ株式会社社外取締役

- (注) 1. 当社は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置し、同委員会において、代表取締役、取締役、監査役および執行役員（以下、「役員等」といいます。）の指名および報酬等について審議することにより、社外役員の知見および助言を活かすとともに、役員等の指名および報酬等の決定に関する手続の客観性および透明性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレートガバナンス機能の更なる充実を図っております。「指名・報酬委員会」では、審議対象に、取締役の職務の執行を監査することを職責とする監査役候補者の指名も含まれていること、および取締役会の諮問機関たる同委員会における適正手続の確保を重視しているため、社外監査役でない監査役1名および社外監査役1名がオブザーバーとして、関与しております。
2. 早川忠雄氏は、平成28年7月15日をもって常勤監査役を辞任いたしました。
3. 鈴木康弘氏は、平成28年12月30日をもって取締役を辞任いたしました。なお、同氏は、当時、当社の執行役員であり、共通システム企画部および事業システム企画部のシニアオフィサーを担当しておりました。また、同氏は、平成28年5月20日をもって株式会社セブン&アイ・ネットメディアの代表取締役および取締役を退任いたしました。
4. 代表取締役社長井阪隆一氏は、平成28年5月19日をもって株式会社セブン・イレブン・ジャパンの代表取締役を退任いたしました。
5. 代表取締役副社長後藤克弘氏は、平成28年5月18日をもって株式会社そごう・西武の取締役を、平成28年5月19日をもって株式会社イトーヨーカ堂の取締役をそれぞれ退任いたしました。
6. 取締役スコット・トレバー・デヴィス氏は、平成28年3月17日をもって株式会社ニッセンホールディングスの社外監査役を退任いたしました。
7. 取締役スコット・トレバー・デヴィス、月尾嘉男、伊藤邦雄および米村敏朗の各氏は、社外取締役であります。
8. 常勤監査役江口雅夫氏は、平成28年8月15日をもって株式会社セブン・イレブン・ジャパンの監査役を辞任いたしました。
9. 監査役藤沼亜起氏は、平成28年6月22日をもって野村ホールディングス株式会社の社外取締役を、平成28年6月22日をもって野村證券株式会社の社外取締役を、平成28年6月24日をもって住友商事株式会社の社外監査役を、平成28年6月29日をもって武田薬品工業株式会社の社外監査役をそれぞれ退任いたしました。
10. 監査役鈴木洋子、藤沼亜起およびルディー和子の各氏は、社外監査役であります。
11. 常勤監査役江口雅夫および監査役藤沼亜起の両氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・常勤監査役江口雅夫氏は、株式会社セブン・イレブン・ジャパンの会計管理本部において通算10年以上にわたり会計業務に従事しておりました。
- ・監査役藤沼亜起氏は、公認会計士の資格を有しております。
- 12. 社外取締役全員と社外監査役全員は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
- 13. 当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
- 14. 平成29年2月28日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名
執行役員社長	井 阪 隆 一
執行役員副社長	後 藤 克 弘
常務執行役員	伊 藤 順 朗
執行役員	高 橋 邦 夫
執行役員	清 水 明 彦
常務執行役員	亀 井 淳
常務執行役員	林 拓 二
常務執行役員	大久保 恒 夫
執行役員	土佐谷 政 孝
執行役員	早 田 和 代

地 位	氏 名
執行役員	粟飯原 勝 胤
執行役員	佐 藤 誠 一 郎
執行役員	松 本 忍
執行役員	野 口 久 隆
執行役員	山 口 公 義
執行役員	永 松 文 彦
執行役員	清 水 健
執行役員	木 村 成 樹
執行役員	金 子 裕 司

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬を決定するにあたっての方針と手続

当社は、次のとおり、取締役会決議により、取締役および監査役の報酬についての基本方針を定めております。

《役員報酬方針》

1. 役員報酬に関する基本的な考え方

当社の取締役および監査役（以下、本方針において「役員」といいます。）の報酬は、業績や企業価値との連動を重視し、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気向上を一層高めるとともに、業務執行の適切な監督・監査によるコーポレート・ガバナンス向上を担う優秀な人材を確保することを目的に、各職責に応じた適切な報酬水準・報酬体系とします。

## 2. 役員報酬枠

取締役・監査役の報酬額は、株主総会で決議された以下の報酬枠の範囲内で決定します。

- 取締役：年額10億円以内（使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）

（2006年5月25日開催の第1回定時株主総会で決議）

当該報酬枠の範囲内で付与される、取締役に対する株式報酬型ストック・オプション新株予約権の発行価額総額の限度額：年額2億円

（2008年5月22日開催の第3回定時株主総会で決議）

- 監査役：年額1億円以内

（2006年5月25日開催の第1回定時株主総会で決議）

## 3. 指名・報酬委員会

当社は、役員等（本方針において「役員および執行役員」をいいます。）の報酬の決定に関する手続の客観性および透明性を確保すること等を目的として、委員長および半数の委員を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会（以下、本方針において「指名・報酬委員会」といいます。）を設置しております。

## 4. 取締役の報酬

- 取締役報酬体系

取締役の報酬は、月額固定報酬と業績変動報酬（賞与および株式報酬型ストック・オプション報酬）を基本構成要素とし、各役職に応じた報酬体系とします。

取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まないものとします。業務執行から独立した立場にある社外取締役の報酬は、月額固定報酬のみで構成し、業績変動報酬（賞与および株式報酬型ストック・オプション報酬）は支給しません。

- 取締役報酬の決定方法

取締役の報酬額は、指名・報酬委員会の審議を通じ、各取締役の役割、貢献度、グループ業績の評価に基づき決定します。

## 5. 監査役の報酬

- 監査役報酬体系

監査役の報酬は、監査役の経営に対する独立性の一層の強化を重視し、月額固定報酬のみとし、業績変動報酬（賞与および株式報酬型ストック・オプション報酬）は支給しません。

- 監査役報酬の決定方法

監査役の報酬は、監査役の協議において決定します。

## 6. 役員退職慰労金の廃止

当社は役員退職慰労金制度を既に廃止しており、役員に対し退職慰労金は支給しません。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	対象となる 役員の数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			固定報酬	業績変動報酬	
				賞与	株式報酬型 ストック・オプション報酬
取締役 (社外取締役を除く)	12	223	137	31	54
社外取締役	4	48	48	—	—
監査役 (社外監査役を除く)	2	29	29	—	—
社外監査役	3	33	33	—	—

- (注) 1. 取締役(社外取締役を除く)には、平成28年5月26日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した2名および平成28年12月30日をもって辞任した1名を含んでおります。
2. 監査役(社外監査役を除く)には、平成28年7月15日をもって辞任した1名を含んでおります。
3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
4. 平成18年5月25日開催の第1回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額10億円以内(ただし、使用人分の給与は含まない)、監査役の報酬額は年額1億円以内と決議いただいております。
5. 株式報酬型ストック・オプション報酬は、取締役(社外取締役を除く)6名に対するものです。

③ 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が役員を兼任する子会社から役員として受けた報酬等の総額は3百万円であります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 社外役員の独立性の基準

当社は、社外役員を含め、役員の一多様性を重視しており、コーポレートガバナンス向上を担う優秀な社外の人材を確保することを踏まえると、社外役員の独立性基準については「一般株主と利益相反が生じるおそれのない」という本質的な観点から、各役員候補者について判断していく方が良いと考え、以下の基準を採用しております。

#### 1. 社外役員の独立性基準

##### (1) 基本的な考え方

独立役員とは、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員をいうものとします。

当社経営陣から著しいコントロールを受け得る者である場合や、当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者である場合は、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立性はないと判断します。

##### (2) 独立性基準

上記の基本的な考え方を踏まえ、金融商品取引所が定める独立性基準を、当社の社外役員の独立性基準とします。

#### 2. 独立役員の属性情報開示に係る軽微基準

(当社の直近事業年度において)

- ・「取引」については「当社直近決算期の単体営業収益の1%未満」
- ・「寄付」については「1千万円未満」

#### ② 重要な兼職先と当社との関係

以下の2社を除き、各社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

- ・取締役スコット・トレバー・デイヴィス氏の兼職先であった株式会社ニッセンホールディングスは、当社が同社株式を間接保有する子会社であります。なお、同氏は平成28年3月17日をもって同社の社外監査役を退任いたしました。
- ・監査役鈴木洋子氏の兼職先である株式会社イトーヨーカ堂は、当社が同社の全株式を直接保有する子会社であります。



## ③ 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査役会における出席ならびに発言状況  
(社外取締役)

氏名	取締役会 出席回数	取締役会 出席率
スコット・トレバー・デイヴィス	13回中12回	92.3%
月尾嘉男	13回中13回	100.0%
伊藤邦雄	13回中13回	100.0%
米村敏朗	13回中12回	92.3%

スコット・トレバー・デイヴィス氏は主に経営管理およびCSRの見地から、月尾嘉男氏は主にメディア政策の見地から、伊藤邦雄氏は主に会計学および経営学の見地から、米村敏朗氏は主に危機管理的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

## (社外監査役)

氏名	取締役会 出席回数	取締役会 出席率	監査役会 出席回数	監査役会 出席率
鈴木洋子	13回中13回	100.0%	19回中19回	100.0%
藤沼亜起	13回中13回	100.0%	19回中19回	100.0%
ルディー和子	13回中13回	100.0%	19回中19回	100.0%

鈴木洋子氏は主に法律の見地から、藤沼亜起氏は主に財務・会計の専門の見地から、ルディー和子氏は主にマーケティング論の見地から、適宜質問し、意見を述べております。

- ・取締役等との意見交換

各社外役員は、代表取締役、取締役および常勤監査役等と、取締役会のほか、定期的および随時にミーティングを行い、会社の経営、コーポレートガバナンス等について率直な意見交換を行っております。また、各社外役員は、主要な子会社の事業所等を訪問し、事業会社の取締役、監査役等とも意見交換を行っております。

これらの活動を通じて、社外取締役は業務執行の監督を、社外監査役は業務執行および会計の監査を、それぞれ行っております。

## 4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	778 百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	807

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬額見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項に定める同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、オムニチャネルサービスに関する助言業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、当社監査役会は、会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認める場合には、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出することを決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

### 1. 企業理念

当社は、「社是」を次のとおり定めております。社是は、当社グループの経営理念を包括的に象徴する普遍的なものであり、グループ経営の根幹として、最も大切にしております。

「社是」

私たちは、お客様に信頼される、誠実な企業でありたい。

私たちは、取引先、株主、地域社会に信頼される、誠実な企業でありたい。

私たちは、社員に信頼される、誠実な企業でありたい。

### 2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスとは、社是に基づき、お客様、お取引先・加盟店、株主・投資家、地域社会そして社員等のステークホルダーの皆様からの信頼を確保し、末永くご愛顧いただくために、誠実な経営体制を構築・維持し、財務・非財務（ESG）両面での中長期的なグループ企業価値を継続的に高めることにより、持続的に成長するための仕組みと考えます。

当社は、持株会社として、コーポレートガバナンスの強化とグループ企業価値の最大化を使命としており、事業会社へのサポートと監督、最適な資源配分等を通じて、この使命の達成に真摯に取り組んでいきます。

### 3. 取締役会における決議内容

当社は、会社法に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、次のとおり決議しております。

#### (1) 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社および当社グループ各社は、「社是」および「企業行動指針」等において、信頼される誠実な企業であり続けるために、経営倫理を尊重した企業行動に徹し、法令・ルール、社会的規範を遵守し、社会から求められる企業の社会的責任を果たすことを宣言し、これに基づき、当社CSR統括委員会を中核とする体制を構築・整備・運用し、ヘルプラインの運用、公正取引の推進および企業行動指針・各社ガイドラインの周知を通じて、一層のコンプライアンスの徹底を図ります。
- ② 当社および当社グループ各社は、いわゆる反社会的勢力とは、一切関係を持たないことを宣言し、不当要求等に対しては明確に拒絶するとともに、警察、弁護士等外部専門機関と

の連携により、民事・刑事両面からの法的対応を速やかに実施します。

- ③ 業務執行部門から独立した当社内部監査部門が、当社および当社グループのコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施し、確認を行います。
- ④ 当社および当社グループ各社の監査役は、自社の取締役の職務執行が法令および定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努めます。

## (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理ならびに子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社および当社グループ各社は、株主総会議事録、取締役会議事録その他作成・保管が法定されている文書（電磁的記録を含み、以下同様とします。）、ならびに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書および情報については、法令および情報管理基本規程に基づき、それぞれ適正に作成・保存・管理します。
- ② 当社および当社グループ各社は、業務情報の管理を統括し、情報管理に関する企画、立案および推進を統括する者として、各社に情報管理統括責任者を置くとともに、当社の情報管理統括責任者が、当社情報管理委員会を中核としてグループ全体の業務情報管理を統括するものとし、重要な情報の網羅的な収集開示部門による適時・正確な情報開示の実効性を高め、営業秘密・個人情報等重要な情報の安全な管理等も踏まえた統合的な情報管理を行うものとし、また、情報管理の実施状況等については、定期的に取締役会および監査役に報告を行います。
- ③ 当社および当社グループ各社の取締役および使用人は、当社グループ各社に係る重要な事項が生じたときは、当社の情報管理統括責任者に報告するものとし、また、

## (3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社および当社グループ各社における経営環境およびリスク要因の変化を踏まえ、各事業におけるリスクを適正に分析・評価し、的確に対応するため、リスク管理の基本規程に基づき、リスクマネジメント委員会を中核とする統合的なリスク管理体制を構築・整備・運用します。
- ② リスクの管理状況について、定期的に取締役会および監査役に報告する体制を構築・整備・運用するとともに、取締役会、取締役および業務執行部門の責任者は、業務執行に伴うリスクについて十分に分析・評価を行い、迅速に改善措置を実施します。
- ③ 事業の重大な障害、重大な事件・事故、重大な災害等が発生した時には、当社および当社グループ全体における損害を最小限に抑えるため、危機管理本部を設置し、直ちに業務の継続に関する施策を講じます。

## (4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社および当社グループ各社は、決裁権限規程等において、取締役および執行役員の決裁権限の内容、ならびに各業務に関与すべき担当部門等を明確かつ適切に定めることで、業

務の重複を避け、機動的な意思決定・業務遂行を実現します。

- ② 当社の取締役会は、会社の持続的な成長を確保するため、当社および当社グループにおける重点経営目標および予算配分等について定めるとともに、当社の取締役および業務執行部門の責任者からの定期的な報告等を通じて、業務執行の効率性および健全性を点検し、適宜見直しを行います。
- ③ 当社の取締役会は、原則月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会または書面による取締役会決議を実施し、迅速な意思決定を行い、効率的な業務執行を推進します。なお、取締役会の具体的な運営については、当社定款および取締役会規則等に従います。

#### (5) 当社の財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 当社および当社グループ各社は、株主・投資家・債権者等のステークホルダーに対し、法令等に従い適時に信頼性の高い財務報告を提供できるようにするため、財務報告に係る内部統制の構築規程等に従い、適正な会計処理および財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し、これを適正に運用します。
- ② 業務執行部門から独立した当社内部監査部門が、当社および当社グループの財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施し、確認を行います。
- ③ 財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項について取締役、監査役および会計監査人間で適切に情報共有を行います。

#### (6) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、専任の使用人を置くものとします。

#### (7) 当社監査役の職務を補助すべき使用人の当社取締役からの独立性および指示の実効性確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき専任の使用人の人事およびその変更については、監査役の同意を要するものとします。また、当該使用人は当社の就業規則に従いますが、当該従業員への指揮命令権は各監査役に属するものとし、処遇、懲戒等の人事事項については監査役と事前に協議したうえ実施するものとします。

#### (8) 当社監査役への報告に関する体制

- ① 当社取締役および使用人が当社監査役に報告をするための体制  
当社の取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役または使用人の不正行為、法令・定款違反行為等を発見したときは、すみやかに監査役に報告するものとします。

- ② 当社の子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

当社グループ各社の取締役、監査役および使用人は、当社グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、当社グループ各社における不正行為、法令・定款違反行為等を発見したときは、当社の情報管理統括責任者を通じて、当社監査役に報告するものとします。

また、当社グループ各社の取締役および使用人は、当社グループ各社の業務に関し、法令・社会的規範・社内ルール等に違反する行為および当社グループに対する社会の信頼を失う可能性がある行為を発見したときは、いつでも公益通報の意義をも有するヘルプラインに通報することができ、当社CSR統括委員会は、その運用状況を、定期的に代表取締役社長および監査役に報告するものとします。

- (9) **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けることがないよう社内規程に定めを置き、適切に運用します。

- (10) **当社監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役職務の執行について生ずる費用は当社が負担します。

- (11) **その他当社監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社の監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について、意見交換を行います。
- ② 当社の監査役は、当社内部監査部門と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて当社内部監査部門に調査を求めることができますものとします。
- ③ 当社の監査役は、当社グループ各社の監査役と定期的に会合を持ち、その他随時連携して企業集団における適正な監査を実施します。
- ④ 当社の監査役は、必要に応じ、会計監査人・弁護士に相談をすることができ、その費用は当社が負担するものとします。

#### 4. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) **当社における企業統治の状況**

当社の取締役会は、13名の取締役（うち4名は独立社外取締役）で構成されています。変化の激しい経営環境の中でも迅速な意思決定と業務執行ができるように執行役員制度を導入し、取締役会は経営戦略の立案と業務執行を監督し、取締役兼務者を含む19名の執行役員は業務を執行しています。当社は、決裁権限規程等において、取締役および執行役員の決裁権限の内容、ならびに各業務に関与すべき担当部門等を明確かつ適切に定め、業務の重複を避け、機動的な意思決定・業務遂行を実施しております。当社取締役会は、当事

業年度は13回開催され、当社および当社グループ各社における重点経営目標および予算配分等を定め、当社の取締役および業務執行部門の責任者からの報告等を通じて、業務執行の効率性および健全性の点検、見直しを含め、経営の重要課題に取り組みました。

監査役会は4名の監査役（うち3名は独立社外監査役）で構成されており、監査役制度を軸に経営をモニタリングしています。監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席することに加え、代表取締役との意見交換や、定期的にと取締役から業務執行状況を聴取し、監査計画に基づき、当社、事業会社における業務・財産の状況調査を実施しています。また、事業会社の取締役、監査役と情報共有等を図り、取締役の職務の執行を厳しく監査するとともに会計監査人と情報交換を行い、会計監査における緊密な連携を図っています。

社外取締役・社外監査役は、取締役会の意思決定および業務執行の妥当性と適正性を確保するための助言や提言を実施しているほか、取締役等とのミーティングで会社の経営やコーポレートガバナンス等について意見交換をすることにより、業務執行を監督・監査しています。

## (2) 内部監査部門における取り組み

当社は、内部監査機能の充実、強化を図るため、独立した内部監査部門として、監査室内に「業務監査担当」と「内部統制評価担当」を設置しています。「業務監査担当」は、コンプライアンス体制の整備・運用状況を含め、主要事業会社の内部監査を確認し指導する、または直接監査する統括機能と、持株会社である当社自体を監査する内部監査機能があり、これらの業務にあたっています。「内部統制評価担当」は、当社グループ全体の財務報告に係る内部統制の評価を実施しています。

## (3) 内部監査部門、監査役監査、および会計監査の相互連携等

当社は、全体として監査の質的向上を図るため、監査役（社外監査役を含む）、監査室および監査法人が、定期的な三者ミーティングを開催する等により、相互に情報交換を積極的に行い、緊密な連携を図っております。同ミーティングでは、監査役（社外監査役を含む）は、監査法人より会計監査の実施状況等について、また、監査室から内部監査の実施状況等について、それぞれ報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

また、当社は、定期的な会計監査報告会を開催しており、当該報告会には、代表取締役その他役員のほか、常勤監査役および監査室等が出席し、監査法人から会計監査の報告を受け、会計監査の結果等について確認を行っております。

また、常勤監査役と監査室とは、原則月1回、ミーティングを開催しており、監査室は、業務監査に関する監査結果、内部統制評価の経過状況等について報告を行うとともに、監査の質的向上を図るための重点検討事項等について、積極的に意見交換を実施し、両者間における監査情報の網羅的な共有化に努めております。

なお、常勤監査役は、前述の会計監査報告会の状況、監査室とのミーティングの内容等につき、監査役会等において、社外監査役に報告し課題等の共有化を図るとともに協議を実施し、さらに、当該協議内容を監査室や監査法人にフィードバックすることにより、社外監査役を含む監査役監査と、内部監査、会計監査とのタイムリーな連携を図っております。

さらに、監査室は、監査役会において、随時、内部監査の実施状況・結果に関し報告を行っており、監査役（社外監査役を含む）からの質問等に対し説明を行っております。

監査役（社外監査役を含む）、監査室および監査法人は、各監査において、内部統制部門から報告および資料等の提出を受けるほか、必要に応じて説明を求めており、内部統制部門は、これらの監査が適切に実施されるよう協力しております。

#### (4) 各種委員会における取り組み

当社は、代表取締役のもとに「CSR統括委員会」「リスクマネジメント委員会」「情報管理委員会」「グループシナジー委員会」を設置しています。各委員会は事業会社と連携しながらグループの方針を決定し、その浸透と実行を管理・監督することでコーポレートガバナンスの強化を図っております。

##### ●CSR統括委員会

当社はグループ全社的なCSR活動の推進・管理・統括を目的としたCSR統括委員会を設置しております。同委員会傘下には、具体的な施策の検討・実行を担うグループ横断的組織として「企業行動部会」「消費者・公正取引部会」「環境部会」「社会価値創造部会」を設け、これらの部会の活動を通して、コンプライアンスの更なる徹底および事業活動によるステークホルダーに係る社会課題の解決に貢献し、社会と当社グループの双方の持続可能な発展を目指しております。

また、当社はグループ全体の内部統制の一環として当社グループ従業員およびお取引先を対象とした内部通報窓口（ヘルプライン）を社外の第三者機関に設置しております。CSR統括委員会は、取締役会において同通報の運用状況について、報告・確認を適宜行っております。

##### ●リスクマネジメント委員会

当社および当社グループ各社における経営環境およびリスク要因の変化を踏まえ、各事業におけるリスクを適正に分析・評価し、的確に対応するため、リスク管理の基本規程に基づき、リスクマネジメント委員会を中核とする統合的なリスク管理体制を構築・整備・運用しております。

リスクマネジメント委員会では、事業の継続を脅かし、持続的成長の妨げになるすべての事象をリスクとして認識し、包括的かつ統合的なリスク管理の強化に努めております。

当事業年度は、更なるリスク管理強化に向け、当社の各リスク項目所管部門との連携強化や、事業会社とのリスク関連情報のフィードバック体制強化を通じて、グループ各社固有のリスク課題の抽出や課題解決に向けた取組みを推進・支援することで、全体のリスク低減に努めました。

##### ●情報管理委員会

情報管理委員会では、情報の集約・管理に基づいたコーポレートガバナンスの強化および情報セキュリティの強化に向けた取組みを統括しております。



当事業年度は、前事業年度に引き続き、情報収集・管理体制の強化に努め、各社の重要情報を適時・適切に収集し、協働して対処する体制を強化するとともに、その情報を一元的に管理し、経営および関連部門へ遺漏・遅滞なく報告する体制の強化に取り組んでおります。

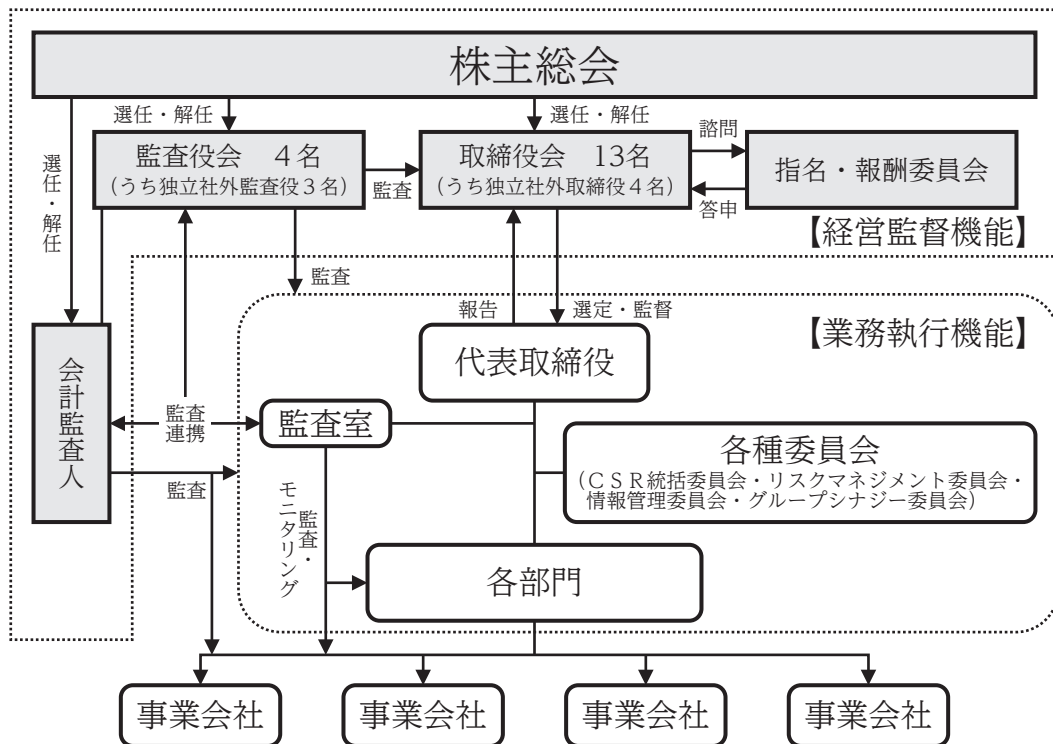
また、個人情報保護に対する社会的関心の高まりやグループ統合ポータルサイト「omni7」をご利用いただくお客様の安全・安心を確保するために、「omni7」に関するお客様個人情報を取り扱う拠点において、国際規格である情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証（ISO27001）を取得し、セキュリティの強化および必要に応じた認証拠点の拡大に取り組みました。あわせて、グループとして達成すべき情報セキュリティの水準を定めて、グループ各社へISMS認証におけるPDCAサイクルによる手法に準拠した展開をすることで、更なるセキュリティの強化に取り組んでおります。

#### ●グループシナジー委員会

グループシナジー委員会は、グループ共通のテーマを検討する部会で構成されています。例えば、各事業会社が培ってきた「商品開発」「プロモーション」等のノウハウを共有し、グループ共通のプライベートブランド「セブンプレミアム」に代表される安全・安心かつ便利で高品質な商品・サービスを生み出しております。また、グループのスケールメリットを活かした、商材・資材・備品等の共同購買によるコストダウンにも取り組んでおります。

## 当社のコーポレートガバナンス体制

当社のコーポレートガバナンス体制は以下のとおりです。



- (注) 1. 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております。  
 ただし、特段の記載のない限り、百分率は小数第2位を、また1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額は表示単位未満を四捨五入しております。
2. 消費税等の会計処理方法については、税抜方式を採用しております。

## 連結貸借対照表 (平成29年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,274,403</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,947,618</b>
現金及び預金	1,222,101	支払手形及び買掛金	415,349
受取手形及び売掛金	347,838	短期借入金	150,376
営業貸付金	91,052	一年内償還予定の社債	50,000
商品及び製品	189,193	一年内返済予定の長期借入金	64,301
仕掛品	31	未払法人税等	34,462
原材料及び貯蔵品	3,238	未払費用	131,871
前払費用	49,113	預り金	188,798
A T M 仮払金	98,710	A T M 仮受金	46,072
繰延税金資産	30,239	販売促進引当金	21,409
その他	247,866	賞与引当金	14,159
貸倒引当金	△4,983	役員賞与引当金	311
<b>固定資産</b>	<b>3,234,485</b>	商品券回収損引当金	1,807
<b>有形固定資産</b>	<b>2,007,829</b>	返品調整引当金	77
建物及び構築物	865,439	銀行業における預金	538,815
工具、器具及び備品	311,762	コールマネー	20,000
車両運搬具	288	その他	269,804
土地	768,926	<b>固定負債</b>	<b>1,085,463</b>
リース資産	12,735	社債	349,996
建設仮勘定	48,677	長期借入金	433,814
<b>無形固定資産</b>	<b>495,935</b>	繰延税金負債	49,080
のれん	270,055	役員退職慰労引当金	939
ソフトウェア	72,416	退職給付に係る負債	9,163
その他	153,463	長期預り金	55,327
<b>投資その他の資産</b>	<b>730,720</b>	資産除去債務	77,640
投資有価証券	188,162	その他	109,502
長期貸付金	15,315	<b>負債合計</b>	<b>3,033,082</b>
長期差入保証金	396,707	<b>(純資産の部)</b>	
建設協力立替金	389	<b>株主資本</b>	<b>2,247,056</b>
退職給付に係る資産	44,628	資本金	50,000
繰延税金資産	25,261	資本剰余金	409,095
その他	64,064	利益剰余金	1,793,035
貸倒引当金	△3,808	自己株式	△5,074
<b>資産合計</b>	<b>5,508,888</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>89,000</b>
		その他有価証券評価差額金	28,467
		繰延ヘッジ損益	23
		為替換算調整勘定	56,391
		退職給付に係る調整累計額	4,117
		<b>新株予約権</b>	<b>2,594</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>137,154</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>2,475,806</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>5,508,888</b>

# 連結損益計算書 (平成28年3月1日から 平成29年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		5,835,689
売 上 高		4,646,370
売 上 原 価		3,602,038
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>1,044,331</b>
営 業 収 入		1,189,318
<b>営 業 総 利 益</b>		<b>2,233,650</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,869,077
<b>営 業 利 益</b>		<b>364,573</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6,446	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	2,062	
そ の 他	4,288	12,797
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,262	
社 債 利 息	2,496	
そ の 他	4,205	12,964
<b>経 常 利 益</b>		<b>364,405</b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,487	
受 取 補 償 金	9	
そ の 他	915	4,411
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	18,369	
減 損 損 失	49,108	
の れ ん 償 却 額	39,300	
事 業 構 造 改 革 費 用	25,637	
そ の 他	18,831	151,248
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>		<b>217,569</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	117,686	
法 人 税 等 調 整 額	△10,939	106,746
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>110,822</b>
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		14,072
<b>親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益</b>		<b>96,750</b>

## 貸借対照表 (平成29年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>70,786</b>	<b>流動負債</b>	<b>67,074</b>
現金及び預金	690	一年内償還予定の社債	20,000
前払費用	783	関係会社短期借入金	31,007
繰延税金資産	118	リース債務	3,053
未収入金	26,981	未払金	10,238
未収還付法人税等	16,936	未払費用	758
関係会社預け金	23,956	未払法人税等	881
その他	1,320	前受金	217
<b>固定資産</b>	<b>1,775,074</b>	賞与引当金	275
<b>有形固定資産</b>	<b>9,322</b>	役員賞与引当金	30
建物及び構築物	3,110	その他の	612
器具備品及び運搬具	3,439	<b>固定負債</b>	<b>299,576</b>
土地	2,712	社債	269,996
リース資産	60	関係会社長期借入金	16
<b>無形固定資産</b>	<b>27,949</b>	繰延税金負債	4,640
ソフトウェア	20,617	リース債務	4,895
リース資産	7,330	長期預り金	2,093
その他	1	債務保証損失引当金	17,932
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,737,802</b>	<b>負債合計</b>	<b>366,650</b>
投資有価証券	39,957	<b>(純資産の部)</b>	
関係会社株式	1,622,917	<b>株主資本</b>	<b>1,461,035</b>
前払年金費用	757	資本金	50,000
長期差入保証金	3,384	資本剰余金	1,246,381
関係会社長期預け金	70,000	資本準備金	875,496
その他	786	その他資本剰余金	370,885
		<b>利益剰余金</b>	<b>169,680</b>
		その他利益剰余金	169,680
		繰越利益剰余金	169,680
		<b>自己株式</b>	<b>△5,026</b>
		評価・換算差額等	16,113
		その他有価証券評価差額金	16,113
		<b>新株予約権</b>	<b>2,061</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,845,861</b>	<b>純資産合計</b>	<b>1,479,210</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>1,845,861</b>

# 損益計算書 (平成28年3月1日から 平成29年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
受 取 配 当 金 収 入	209,935	
経 営 管 理 料 収 入	4,800	
業 務 受 託 料 収 入	3,007	
そ の 他	117	217,860
一 般 管 理 費		23,563
<b>営 業 利 益</b>		<b>194,297</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,372	
受 取 配 当 金	565	
そ の 他	64	2,003
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	469	
社 債 利 息	2,496	
そ の 他	4	2,971
<b>経 常 利 益</b>		<b>193,329</b>
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	102,648	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	16,380	
そ の 他	3,130	122,159
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>71,169</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△1,582	
法 人 税 等 調 整 額	△806	△2,388
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>73,558</b>

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年4月12日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金 井 沢 治 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 賢 二 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 口 昌 邦 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン&アイ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

連結注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年4月6日開催の取締役会において、会社の連結子会社である7-Eleven, Inc.が、米国Sunoco LP社からコンビニエンスストア事業及びガソリン小売事業の一部を取得することを決議した。また、同日付にて、7-Eleven, Inc.とSunoco LP社は当該事業取得に関する契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年4月12日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金 井 沢 治 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 賢 二 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 口 昌 邦 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容
    - (1) 監査役会は、当社およびグループ各社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを監査の基本方針として監査計画を定め、内部統制システムの構築、法令遵守・リスク管理の推進体制を重点監査項目に設定し、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
    - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
      - ① 取締役会その他重要な会議ならびに代表取締役等との定期会合に出席し、取締役、執行役員、従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類を閲覧し、本社等において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の共有を図るとともに、監査計画に基づき子会社の本社、店舗、物流センター等を訪問して事業を調査し、報告を受けました。
      - ② 事業報告に記載されている内部統制システム（取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制）について、取締役、執行役員、従業員等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
      - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。
2. 監査の結果
    - (1) 事業報告等の監査結果
      - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
      - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
      - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
    - (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
    - (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年4月14日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス 監査役会

常勤監査役 江 口 雅 夫 ㊟  
 社外監査役 鈴 木 洋 子 ㊟  
 社外監査役 藤 沼 亜 起 ㊟  
 社外監査役 ル ディー 和 子 ㊟

以 上

## 議決権行使方法についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席される場合

---



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

**日 時** 平成29年5月25日（木曜日）午前10時

**場 所** 東京都千代田区二番町8番地8 当社本店 会議室

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

### 郵送で議決権を行使される場合

---



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 平成29年5月24日（水曜日）午後5時30分到着分まで

### インターネットで議決権を行使される場合

---



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 平成29年5月24日（水曜日）午後5時30分まで

- ① 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いするようになりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

## 電磁的方法による議決権行使のご案内

### インターネットによる議決権行使の際の注意点

- ① 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話等利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株様のご負担となります。
- ② インターネットによる議決権行使は、平成29年5月24日（水曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。  
なお、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

### 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo！ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止させていただきます。）
  - ② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
  - ③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo！ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ※ 「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo！」は米国Yahoo！Inc.の商標または登録商標です。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00）

## 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

東京都千代田区二番町8番地8 当社本店 会議室  
電話 03-6238-3000



## 主要交通機関

- |            |                    |    |     |
|------------|--------------------|----|-----|
| ・JR中央線・総武線 | 四ツ谷駅 (麴町口) から      | 徒歩 | 約4分 |
| ・東京メトロ丸ノ内線 | 四ツ谷駅 (出口1 麴町方面) から | 徒歩 | 約5分 |
| ・東京メトロ南北線  | 四ツ谷駅 (出口3 四ツ谷口) から | 徒歩 | 約5分 |
| ・東京メトロ有楽町線 | 麴町駅 (出口5) から       | 徒歩 | 約4分 |

- ※ 当会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。
- ※ 本会場が満席となった場合は、別会場をご案内させていただきますので、ご了承くださいますよう、お願い申し上げます。